

身体的拘束等の適正化の推進

●令和5年12月5日（火）13：30～15：00

●鳥栖・三養基地区自立支援協議会就労支援部会

佐賀県健康福祉部障害福祉課

障害者虐待防止法の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行）

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）
 - ①身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
 - ②放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
 - ③心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
 - ④性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
 - ⑤経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

2

身体的虐待の内容と具体例

① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など

③ 正当な理由のない身体拘束

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

厚生労働省：令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修より引用

3

身体拘束の廃止に向けて

全ての人には自分自身の意思で
自由に行動し生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1) 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2) 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3) 家族にも大きな精神的負担
- 4) 職員のモチベーション・支援技術の低下

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

厚生労働省：令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修より引用

4

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・※以下のすべてを満たすこと

- ① 切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的であること。5

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

手続きの4原則

- ①組織として検討・決定 資料P.7
個別支援会議などにおいて組織として検討し、決定する必要がある。
- ②個別支援計画に記載 資料P.7
身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。
- ③本人・家族への説明 資料P.8
利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要である。
- ④記録の作成 資料P.9
実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

- ・要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない
- ・手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当に他に方法はないのか」等、「繰り返し自問する（疑問を抱き続ける）」ことが大切

組織による決定と個別支援計画への記載

「組織・チーム」として検討して、決定する

- ・身体拘束が必要かどうか、3要件に当てはまるかどうかはスタッフ1人の考えで決定することではありません。
- ・1人のスタッフがいくら必要性を感じていても、組織としてチームとして検討をして、決定をしない限り、身体拘束は必要と認められません。
- ・個別支援会議等において、管理者やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、さらに虐待防止担当者などが出席して検討をする事が必要です。
- ・場合によっては相談支援専門員なども含むことでより客観的な視点での検討が行なえます。
- ・会議で身体拘束が必要と決定された際は、個別支援計画等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由などを記載しておくことが必要です。
- ・ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。

7

本人・家族への説明

身体拘束が必要な理由を丁寧に説明

- ・やむを得ず身体拘束を行う場合は、流れの中で適宜利用者本人や家族に十分に説明をして、了解を得ることが必要です。
- ・身体拘束が何故必要なのか、こういった場面でこういった行為を行うのかといったことをわかりやすく説明します。
- ・身体拘束を行うということは、本人や家族に大きなショックを与えることも考えられます。
- ・同時に、身体拘束を将来的に無くしていくための取り組みなども同時に説明していくことで、本人や家族は少しでも前向きに捉えていただけるかと思えます。

8

記録の作成

支援の見直しのためにも適切な記録を

- ・身体拘束を行った場合には、必要な事項を記録する必要があります。
- ・記録に必要な事項
 - ・ 態様（その時の様子）
 - ・ 時間
 - ・ その際の利用者の身体の状態
 - ・ 緊急やむを得ない理由 など
- ※ 記録は今後の支援を検討していくための重要な材料です。
- ・ 課題にフォーカスした適切な記録は、身体拘束をなくしていく支援のためには欠かせません。
- ・ 手間がかかりすぎる記録は避けなければなりません、できるだけ正確、的確な記録をすることが必要です。
- ・ 身体拘束の禁止と記録については「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」でも定められています。

9

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。
(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。
なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

10

座位保持装置のベルトや テーブルの使用について

・重度の身体障害のある方には、側わんや、変形・拘縮等の進行により、身体状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の所見によりオーダーメイドで作製・使用していることがある。

「虐待にあたる恐れがある」としてベルトを外してしまえば、怖い思いをしたり、車椅子から転落する危険が生じる。

・ただし、必要性の理解も無くベルトやテーブルのまま漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もある。

・また、「家族から求められて」、「長年ついている機能」として見直しを行わないことは身体拘束解消へつながらないことも理解する。

11

座位保持装置のベルトや テーブルの使用についての留意点

- ①専門職等の意見を踏まえ使用する場面や目的・理由を明確に
- ②本人・家族の意見を汲み取り同意を得た上で、個別支援計画に記載する。
⇒「様態・時間・理由・関係者間で共有されているか」等の記載が重要。
- ③長時間の同一姿勢による関節の拘縮や褥瘡を計画的に防止するための
取り組みにも留意する。

・必ずしも身体拘束を行う間、常時の記録を求めているわけではなく、「個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合」には、その状況や対応に関する記載が重要であると明記されている。

従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次ケア記録等への時間等の記載を求めているわけではない。

ただし、モニタリングや解消に向けての取り組みをしなくて良いわけではない。

12

職員一人一人の権利擁護の意識向上
施設・事業所内の体制整備の再確認
よろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

